

委任専決第1号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成26年1月8日に栗東市糺七丁目11番地先において発生した公用車と自動車の接触事故に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成26年3月27日

栗東市長 野村 昌弘

損害賠償の額      399,000円

報告第1号資料

栗東市糺七丁目11番地先における公用車と自動車の接触事故

事故発生日時 平成26年1月8日 午前11時30分頃

事故発生場所 栗東市糺七丁目11番地先

相手方 新野和歌子

相手方損害額 399,000円

内訳) 修理代 357,000円

代車代 42,000円

計 399,000円

事故発生状況及び経過

栗東市糺七丁目11番地先において、公用車がスリップし、相手方の自動車の前部右バンパーに接触した。

平成26年1月 8日 事故発生

2月28日 保険会社が相手方に対し、損害賠償額を提示し、了承を得る。

3月 4日 保険会社から市に対し、示談内容が提示される。

3月27日 損害賠償額を専決し、示談成立

示談書締結

市から相手方への損害賠償金 399,000円(100%)

※ 括弧内の割合は、事故の責任割合